

生涯現役起業支援助成金 雇用創出措置に係る計画書 提出書類のご案内

● 計 画 期 間

計画書の提出日から1か月を経過した日(から2か月以内に開始日を定めて下さい) から12か月以内

● 計画の提出期間

起業基準日(※) から11か月以内

※法人の場合は法人の設立日「新たに法人を設立した日」、個人事業の場合は開業届(税務署に提出しているもの)の開業日「新たに事業を開始した日」
それより前に雇用保険適用事業所となっていたとしても起業したことにはなりません

● 提 出 先

〒260-8612
千葉県千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2合同庁舎4階
千葉労働局 職業安定部 職業対策課 TEL043-221-4393

● 提 出 書 類

制度が複雑なため出来る限り千葉労働局職業対策課にご提出ください

No.	ご提出いただく書類	提出枚数(部数)		
		事業主	HW	労働局
1	【確認事項】 主たる雇用保険適用事業所の所在地が千葉県内の事業所であるか			
2	「生涯現役起業支援助成金 雇用創出措置に係る計画書」			
3	起業を確認できるいずれかの書類 [事業主が法人の場合] 法人の設立に関する登記事項証明書の写し [事業主が個人の場合] 開業届(所轄税務署の受付印があるものに限る)の写し			
4	事業計画書等事業内容を確認できる書類			
5	起業者の氏名、年齢、及び住所が確認できる書類			
6	事業継続性を確認できる書類 a.~d.までのいずれか2つ以上 a. 創業支援の事業者が発行する受講証 ・受講料の領収証の写し又は「創業支援受講証明書」(様式13号) b. 起業経歴申告書(様式14号) c. 金融機関との間で締結した契約書の写し d. 総資産額が1,500万円以上あり、かつ総資産額から負債額を引いた残額の総資産額に占める割合が40%以上 [事業主が法人の場合] ・税務署に提出した法人設立届出書に添付した設立時貸借対照表の写し [事業主が個人の場合] ・設立時資産額等申告書(様式15号)及びその記載内容を証明する書類(金融機関の発行する預金残高証明書等)			

※ 審査に必要なが生じた場合、提出書類のほかに労働者名簿等の法定帳簿等の提出をお願いすることがあります。